

新旧対照表（総合口座取引規定）

改定前	改定後
略	略
<b>10. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<b>10. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出してください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかつたことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p>
略	略
<b>17. 謙渡、質入れの禁止</b> <p>(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、謙渡または質入れすることはできません。</p>	<b>17. 謙渡、質入れの禁止</b> <p>(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、謙渡、<u>質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させること</u>はできません。</p>
略	略
<b>18. 成年後見人等の届け出</b> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p>	<b>18. 成年後見人等の届け出</b> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u></p>
略	略
<p>(5) 前4項の届出前に、当該届出がなされなかつたことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(5) 前4項の届出前に、当該届出がなされなかつたことにより生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u></p>

改定前	改定後
略	当行は責任を負いません。
19. 保険事故発生時における預金者からの相殺	19. 保険事故発生時における預金者からの相殺
略	略
(3) 略	(3) 略
① 略	① 略
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いにては当行の定めによるものとします。	② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。 <u>ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。</u>
略	略
20. 通知等	20. 通知等
届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	<u>第10条第1項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
略	略
21. 規定の変更等	21. 規定の変更等
(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、隨時変更できるものとします。	(1) この規定の各条項、 <u>第8条第2項に基づく貸越利率および第16条第2項に基づく期間・金額</u> その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭

改定前	改定後
(2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。	<p><u>表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>